

第3章 自転車活用推進に関する目標及び施策

本章では、法の目的や基本理念を踏まえるとともに、前章で述べた自転車を巡る現状及び課題に対応するため、次の4つの目標を掲げます。また、これらの目標達成のために、法第8条に規定されている自転車の活用の推進に関する基本方針を踏まえて、具体的に実施すべき施策を定めます。

目標1　自転車利用の促進等による**健康寿命日本一の実現**

目標2　サイクリスト・フレンドリーな「**おんせん県おおいた**」の実現

目標3　自転車交通の役割拡大による**良好な都市環境の形成**

目標4　自転車事故のない**安全で安心な社会の実現**

目標1 自転車利用の促進等による健康寿命日本一の実現

県民の生活習慣病予防や心身のリフレッシュなどに自転車利用が効果的であることから、自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、県民の健康寿命の延伸等を目指します。

このため、生活習慣病を予防し、あるいは寝たきりにならずに人生を健康に過ごし、QOLの向上に資するよう、県民のヘルスリテラシー¹¹の向上を図るとともに、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図ります。

また、県民の余暇の充実に資するよう、サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人がサイクルスポーツを楽しめる機会の創出を図ります。

施策① 自転車の日常的な利用を通じた健康づくりの推進

生活習慣病の予防や、ロコモティブシンドローム（加齢による運動器症候群）やフレイル（高齢者の虚弱）を予防し生活体力の維持向上のため、安全性を確保しつつ自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進します。

また、自転車通勤は働く世代の生活習慣病予防やメンタルヘルスの改善などに有効であるため、健康経営の観点からも自転車通勤を促進します。

（主な取組）

- 自転車の利用による健康づくりに関する広報啓発を推進します。
- サイクリングイベントに健康アプリ「おおいた歩得（あるとっく）」のポイントを付与するなど、サイクリングの促進に関する広報啓発を推進します。
- 自転車通勤の有効性に関する情報を収集し発信します。
- 健康経営事業所や健康寿命日本一おうえん企業等に対して「健康経営サポートニュース」等を通じた情報提供を行い、自動車及び公共交通機関の利用者に対して自転車通勤を呼びかけます。

図表 3-1 おおいた歩得

健康アプリ「おおいた歩得」は、日常のウォーキングや健診などによって健康ポイントが付与され、ポイントが貯まるなど大分県内の協力店にて特典が受けられるアプリです。

無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境づくりをし、県民の皆さまの健康寿命の延伸を目的としています。



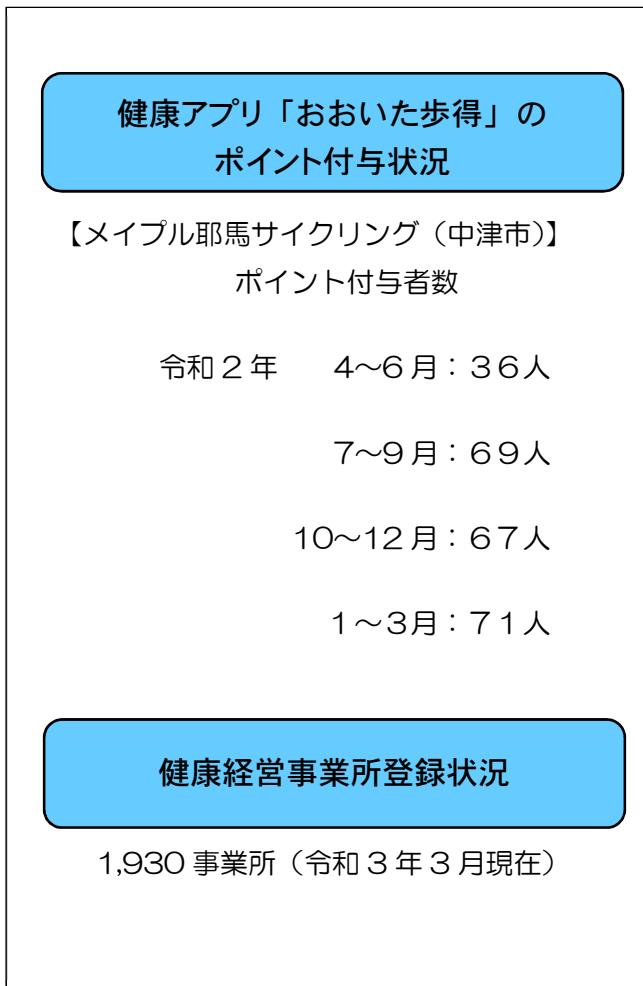
<https://www.altokoita.jp/>



¹¹ ヘルスリテラシー：健康課題に対して適切に判断するために必要な情報等を理解し、活用する能力。



図表 3-2 おおいた歩得を活用した広報実績



図表 3-3 健康経営サポートニュース

健康経営サポートニュース No.61（令和2年3月号）

新型コロナウイルスへの感染が全世界で拡大する中、県内においても感染例が確認されました。新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は「手洗い（20~30秒かけ十分に！）」と「マスクの着用を含む咳エチケット」です。もし、発熱や風邪症状が見られる時は、無理をせず会社を休み、外出を控えましょう。別添のチラシを職場に掲示し注意喚起をお願いします。

受診の相談は、最寄りの保健所へご相談ください。詳細は県HPを参照ください。手作りマスクの作り方も紹介しています。

自転車を利用して、目指せ！健康寿命日本一！

大分県では、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年12月に大分県自転車活用推進計画を策定し、「健康増進」、「ツーリズム」、「環境整備」、「交通安全」の4つ分野で取組を進めています。

自転車の利用は、生活習慣病の予防、心身のリフレッシュ、体力の増進など健康づくりに効果的でメンタルヘルスの改善も期待されており、健康経営の観点からも自転車通勤がオススメです。買物や通勤・通学、レジャーなど日常生活でうまく自転車を利用しましょう。

健康アプリ「おおいた歩得」のミッションではサイクリング関連イベントを登録していますので、ぜひご参加ください。

【本県の自転車利用等に関する状況】

○定期的な運動をしている人の割合 男性41.2%、女性32.3%
→目標（男性56%、女性50%）に達していない

○定期的な運動：1回30分以上、週2回以上、1年以上継続している運動
○過去1年間にサイクリングをした人の割合 4.9%（男性6.3%、女性3.6%）
→全国平均7.9%（男性10.0%、女性5.9%）より低い

○通勤に自転車を利用している人の割合 7.88%
→全国平均13.14%より低い

ウェブサイト「Cycling OITA（サイクリングおおいた）」では自転車施策に関する情報を発信しています。※「自転車通勤導入に関する手引き」も掲載しています。
<http://www.pref.oita.jp/site/cyclingoita/>

もっと野菜シルブプレトレシピブック vol.6

材料（4人分）

白菜	300g
塩昆布	5g
ごま油	小さじ2
すりごま	大さじ1
塩	少々

レシピ

- 白菜は繊維に逆らって1cm幅に切る。塩をふり、10分程度置いてしきり水気を切る
- ボウルに入れ、塩昆布、ごま油、すりごまを加えてよく混ぜる

おおいた歩得ダウンロードは
こちらから→
※機種により使用できない場合があります
App Store からダウンロード
iPhone版をダウンロード
Google Play で手に入れよう
Android版をダウンロード

【問い合わせ先】 大分県福祉保健部健康づくり支援課 健康寿命延伸班 TEL:097-506-2666 FAX:097-506-1735

施策② 誰もが安全に自転車に乗れる環境の創出

電動アシスト自転車の普及が進み、県内ではタンデム自転車の公道走行が平成29年3月から可能となるなど、高齢者や障がい者が自転車を利用できる環境が広がりつつあります。誰もが生活の足として利用したりサイクルスポーツを楽しむなど、それぞれの状況に応じて自転車を利用できる環境づくりを推進します。

（主な取組）

- 高齢者や障がい者等、誰もが自転車を楽しみ、安全かつ快適に利用できるよう、情報発信を行います。
- 高齢者等が安全に自転車を利用できるよう、目標3に掲げる各施策を通じた良好な都市空間の形成を推進するとともに、適切な利用に向けた広報啓発や交通安全教育を実施（目標4施策⑩、⑪に記載）します。

目標2 サイクリスト・フレンドリーな「おんせん県おおいた」の実現

「日本一のおんせん県」が誇る豊富な観光資源と多くのサイクリングルートを有する大分県の特長を活かし、サイクルツーリズムの推進等、自転車を活用した地域の活性化を図り、サイクリスト・フレンドリーな大分県を実現します。

このため、県内の様々な関係者と連携して、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組みます。

さらに、地域を巡りながら沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の目的地となり得るサイクリングルートとしてブランド化を図り、Web サイト等を活用したプロモーションを展開し、県内を周遊滞在するサイクリストを国内外から誘客します。

また、乗ることそのものを楽しむサイクリング、市民参加型のサイクリングイベント及び自転車競技等、幅広い年齢層が自転車に親しめる多様な機会を得られるよう、広報普及活動等を通じてサイクルスポーツを振興します。加えて、自転車に関する国際会議や国際大会等の誘致を推進し、自転車を通じた持続可能な地域の活性化を図ります。

施策③ 大分が誇る観光資源を活かしたサイクルツーリズムの推進

日本有数の温泉地を有する別府の湾岸線、独特の神仏習合の歴史文化を感じられる国東半島、日本の原風景を彷彿させる世界農業遺産の里山エリア、四季折々の雄大な自然を体感できる高原エリアなど、本県の観光資源を活かしたサイクリングルートとともに、日本一のおんせん県が誇る多様な温泉と味力を満喫できる滞在型のサイクルツーリズムを推進します。

また、交流人口の拡大や観光産業の振興に向けて、広域サイクリングルートの活用やサイクリング中の休憩スポットとして工具やトイレを備えるサイクル・ハブの拡充、多言語によるプロモーションの展開等、サイクリストの受入環境を整備し、国内外からの誘客を図ります。

（主な取組）

- 別府湾岸・国東半島サイクル街道など、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートについて設置された協議会の取組（迷わず安全に通行できるルートの紹介、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICT を活用した情報発信など）について、県も連携して取り組みます。
- 県域をまたぐ広域的なサイクリングルートについて、近隣県や関係市町村・事業者等と連携し、情報発信などに取り組みます。
- サイクル・ハブの登録を促進し、県内全域を周遊できるよう登録件数を増やします。
- サイクリング Web サイト「Cycling OITA」の多言語化を行い、国内外のサイクリストに向けて情報発信を行います。
- サイクリングルートとともに、沿線に点在する温泉とおおいたブランドやグルメ等の味力も PR し、日本一のおんせん県を満喫するサイクルツーリズムを提案します。
- レンタサイクルやシェアサイクルの活用により、街や自然の魅力を発見する旅の楽しみ方を提案するため、市町村と連携して、サイクルポート等と街めぐりをセットにした情報発信に取り組みます。



図表 3-4 日本一のおんせん県を満喫するサイクルツーリズム



図表 3-5 カフェなどにも拡がるサイクル・ハブ



施策④ サイクルスポーツの振興

サイクルスポーツへの興味や関心を喚起するため、関係者が連携して情報発信等を行いながら、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの普及を図ります。

また、サイクリングイベントや自転車競技大会等を推進するとともに、サイクルスポーツの環境づくりを促進し、自転車に関する国際会議や国際大会等の誘致を目指します。

（主な取組）

- 自転車競技者を含む関係者と連携した広報活動等により、サイクルスポーツを身近に親しめる環境づくりや競技人口の拡大を図ります。
- 市町村と連携し、県内で開催されるサイクリングイベントやロードレースを推進することで、活力ある地域づくりに繋げます。
- 世界のトップアスリートが参加する国際自転車競技大会「ツール・ド・九州」を九州各県及び市町村と連携して開催します。

目標3 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

県民の健康増進やサイクルツーリズム推進等のほか、交通分野の低炭素化、都市部を中心とした道路交通の円滑化、交通手段の多様化による周遊性の向上等、自転車交通の役割拡大が期待されています。

このため、自転車は公共交通とともに公共性を有するモビリティであることを踏まえ、それにふさわしい安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、良好な都市環境の形成を図ります。

施策⑤ 自転車通行ネットワークの計画的な整備促進

自転車の安全で快適な通行を実現するために、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車道や自転車通行帯など、交通状況に応じた自転車通行空間の整備を推進して通行ネットワークの形成を図るとともに、自転車が安全に通行できる空間を維持するため維持管理を適時・適切に行います。

また、自転車を快適に利用するには、県だけではなく、市町村や地域住民との協働が不可欠であるため、市町村の自転車ネットワーク計画の策定を支援します。

（主な取組）

- 国道 197 号鶴崎拡幅事業や国道 442 号宗方拡幅事業などにおいて、沿道の自転車・歩行者の利用実態を考慮し、自転車及び歩行者の通行空間を計画的に整備します。
- 道路標示や道路標識等の設置、路肩の清掃および舗装補修などの維持管理を適切に実施し、良好な自転車通行環境の維持に取り組みます。
- 市町村説明会の開催や技術的な助言を行い、自転車の利用促進を図る路線、自転車と歩行者が錯綜する路線、自転車事故が多い路線などを選定して交通状況を踏まえた自転車通行空間の整備方針や整備内容を定める「市町村自転車ネットワーク計画」の策定を支援します。

図表 3-6 自転車通行空間の確保



国道 442 号 宗方拡幅（大分市）

県道 坂ノ市中戸次線（大分市）

国道 213 号（豊後高田市）



施策⑥ 生活道路における通行空間の安全性の向上

生活道路における交通事故が多いことから、歩行者・自転車の安全で快適な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン30）を定めて生活道路内の速度抑制や抜け道として通行する行為の抑制を行います。

また「生活道路対策エリア」登録により国から提供されるビッグデータを活用し、効果的な生活道路の安全対策に努めます。

さらに、歩行者や自転車の通行の妨げとなる電柱の地中化¹²を推進します。

（主な取組）

- 公安委員会と道路管理者が連携し、区域（ゾーン）を定めて時速30キロメートルの速度規制を行い、物理的デバイス（ハンプ等）の設置等によるゾーン内の速度抑制など「ゾーン30プラス¹³」の整備を推進します。
- 生活道路対策エリアを登録することで国から得られる、エリア内を走行したETC2.0搭載車両の急ブレーキ箇所や平均速度等のビッグデータを分析し、物理的デバイス（ハンプ等）の設置検討等を含め、自転車の安全対策に活用します。
- 安全で快適な自転車通行空間の創出の妨げとなる電柱の地中化を電線事業者と協議しながら、計画的に推進します。

図表3-7 大分県内の生活道路対策エリアとゾーン30設置の一覧表

番号	自治体名	地区名	生活道路対策エリア	ゾーン30	番号	自治体名	地区名	生活道路対策エリア	ゾーン30
1	大分市	碩田地区	○	○	25	中津市	如水地区	○	○
2	大分市	津留地区	○	○	26	中津市	牛神地区	○	○
3	大分市	荷揚地区	○		27	日田市	豆田地区		○
4	大分市	金池地区	○		28	日田市	隈町地区		○
5	大分市	長浜地区	○		29	佐伯市	城南地区		○
6	大分市	下郡地区		○	30	佐伯市	鶴岡地区		○
7	大分市	明野地区		○	31	佐伯市	新女島地区		○
8	大分市	南大分地区		○	32	臼杵市	野津地区		○
9	大分市	別保地区		○	33	津久見市	岩屋地区	○	○
10	大分市	鶴崎地区		○	34	竹田市	竹田地区	○	○
11	大分市	角子原地区		○	35	杵築市	若宮地区	○	
12	大分市	大在地区		○	36	杵築市	杵築地区	○	
13	大分市	鷺野地区		○	37	宇佐市	柳ヶ浦地区	○	
14	大分市	田尻地区		○	38	宇佐市	四日市北地区	○	
15	大分市	中判田地区		○	39	宇佐市	封戸地区	○	
16	大分市	星和台地区		○	40	宇佐市	安心院地区	○	
17	大分市	城南地区	○		41	宇佐市	四日市南地区	○	
18	別府市	中島地区	○	○	42	宇佐市	北馬城地区	○	
19	別府市	亀川浜田地区	○	○	43	由布市	由布院地区	○	
20	別府市	青山地区		○	44	由布市	由布川地区	○	
21	別府市	中島地区		○	45	由布市	挾間地区	○	
22	別府市	石垣地区		○	46	国東市	鶴川地区	○	○
23	別府市	上野口地区		○	47	日出町	豊岡地区	○	
24	別府市	南立石地区		○	48	日出町	日出地区	○	○

¹² 電柱の地中化：県内66路線71.2km（R2年度末時点）を計画中

¹³ ゾーン30プラス：最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域

図表 3-8 無電柱化による通行空間の確保



都市計画道路 山田関の江線（別府市西野口町）

図表 3-9 生活道路内における整備事例(物理的デバイスの設置)



宇佐市道 四日市・樋田線



出典：警察庁ホームページ



別府市道 青山裏通線



施策⑦ 地域のニーズに応じた駐輪場等の整備促進

地域住民が鉄道で通勤や通学する際の自転車利用の利便性を高め、自家用車利用から公共交通利用への転換を促進するため、駅周辺の駐輪場の整備を促進します。

また、都市部において、歩行者や自転車の安全な通行空間の確保や良好な都市環境の維持などのため、まちなかの駐輪場整備や駐停車スペース確保を促進することにより、放置自転車や違法駐車を防止します。

(主な取組)

- 市町村が進める駐輪場等の整備の円滑な事業進捗が図られるよう、技術的な助言等の支援を行います。

図表 3-10 市町村が進める都市再生整備計画事業による駐輪場の整備



駐輪場整備イメージ

(JR 柳ヶ浦駅前広場)

施策⑧ 違法駐車の取締りの推進

駐車車両による自転車通行の障害を取り除き、安全な自転車通行空間の確保のため、交通量の多い幹線道路や市街地を中心に、悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反の取締りの強化に取り組みます。

(主な取組)

- 放置車両確認標章取付け状況や路上駐車に対する苦情・通報の情報を分析して駐車違反の取締りに活用します。
- 大分中央警察署管内で活動している駐車監視員に対しては、「駐車監視員活動ガイドライン」により最重点地域・重点地域、最重点路線・重点路線を示し、取り締まりを強化し、駐車違反車両を確認した場合は、警察官による交通反則切符の違反告知はもとより、車両の使用者責任を追及し、駐車違反に対する意識の高揚を図ります。

図表 3-11 駐車監視員活動ガイドライン

(令和3年4月1日策定)

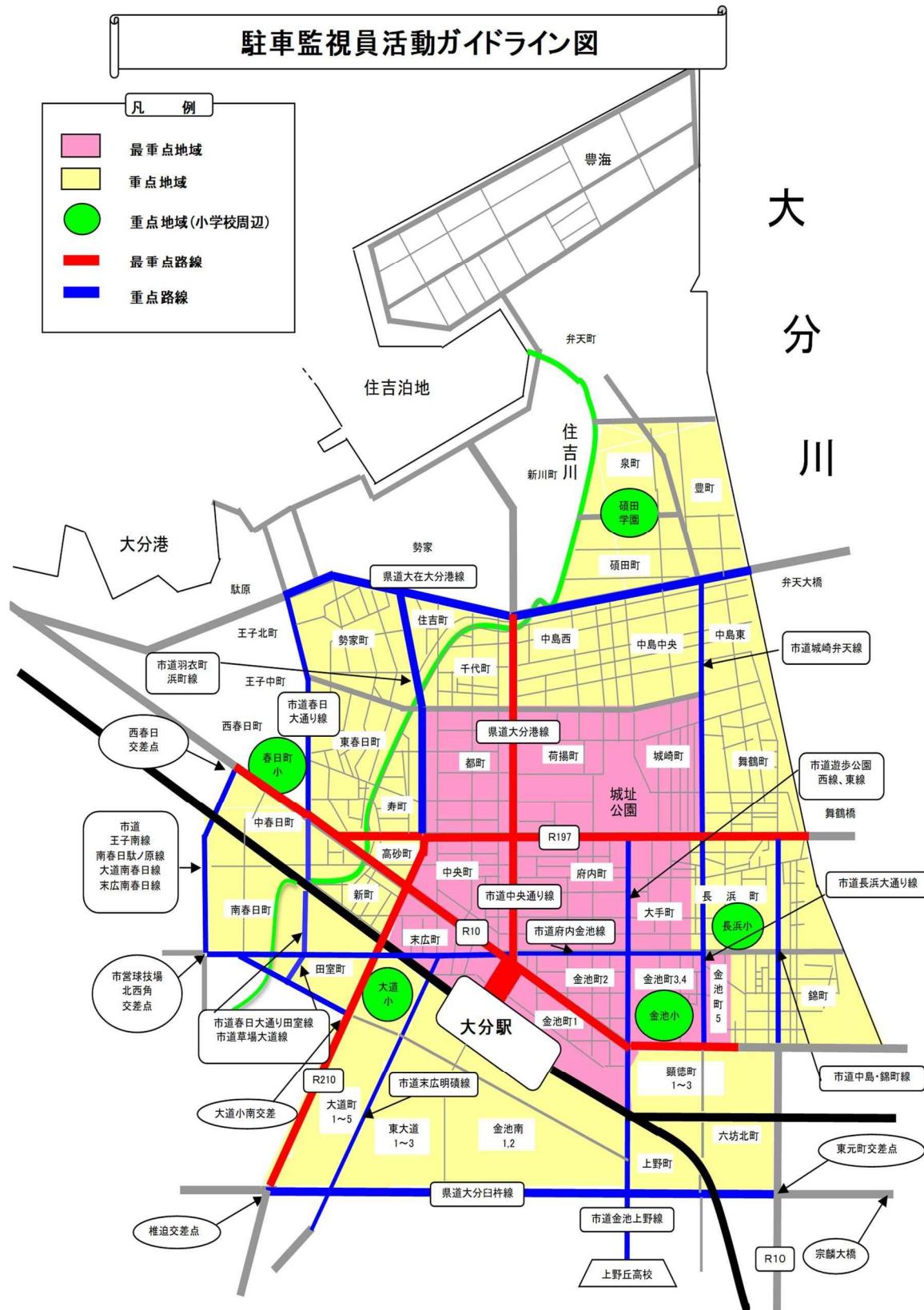
駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視の活動方針を定めるものです。

活動方針	駐車監視員は、下記の地域、路線、時間帯を重点的に巡回し、放置車両の確認等を実施する。	
◎ 最重点地域		
地 域	中央町・府内町・大手町・城崎町・荷揚町・金池・末広町の全域 都町の全域 JR大分駅の周辺	重点時間帯 10時～22時 終 日
重点地域	東春日町・新町・高砂町・寿町・勢家町・住吉町・千代町・田室町・南春日町・中春日町の全域 中島中央・中島西・中島東・碩田町・豊町・泉町の全域 顯徳町・六坊北町・上野町・金池南・東大道・大道町の全域 長浜小学校・金池小学校・春日町小学校・大道小学校・碩田学園周辺	重点時間帯 終 日 登下校時間帯
◎ 最重点路線		
路 線	国道10号(西春日交差点から顯徳3丁目交差点まで) 国道197号(舞鶴橋西詰交差点から大道入口交差点・中春日交差点まで) 国道210号(大道入口交差点から椎迫交差点まで) 県道大分港線(新川交差点から昭和通り交差点まで) 市道中央通り線(昭和通り交差点から大分駅前交差点まで)	重点時間帯 終 日
重点路線	県道大分港線(春日浦交差点から弁天大橋西詰まで) 県道大分弓線(椎迫交差点から東元町交差点まで) 市道遊歩公園西線・東線(県庁北交差点から顯徳町1丁目交差点まで) 市道城崎弁天線(城崎交差点から中島十条交差点まで) 市道羽衣町浜町線(浜町交差点から寿町1丁目交差点まで) 市道長浜大通り線(城崎交差点から顯徳町2丁目交差点まで) 市道末広明磧線(中央町入口交差点から椎迫南交差点まで) 市道金池上野線(顯徳町1丁目交差点から上野丘高校入口交差点まで) 市道春日大通り線(春日浦交差点から中春日交差点経由森崎ビル先交差点まで) 市道府内金池線(中央通り南交差点から長浜1丁目高山ビル先交差点まで) 市道王子南線・南春日駄ノ原線・大道南春日線・末広南春日線 (西春日交差点から旧市営球技場経由大道小南交差点まで) 市道春日大通り田室線・草場大道線 市道中島・錦町線(錦町2丁目交差点から農業会館南交差点まで)	重点時間帯 8時～20時 10時～20時 8時～20時

大分県大分中央警察署

図表 3-12 駐車監視員活動ガイドライン図



施策⑨ シェアサイクル等の利用促進

観光やビジネス、通勤などの移動手段としてシェアサイクルやレンタサイクルのさらなる普及を図るため、サイクルポートの設置促進等により、日常生活や観光、ビジネスなどでの利用促進に取り組みます。

また、サイクルポート設置場所の検討などにより、シェアサイクルの利便性向上に取り組みます。

（主な取組）

- サイクルポート設置を促進するため、路上や既設駐輪場等の公共用地や公開空地、コンビニ等の民有地へのサイクルポート設置の在り方について、関係者と連携しつつ検討します。
- 鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請します。
- 移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスのMaaSについて、国の動向を注視しながら検討します。



目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車事故は、自転車利用者が被害者にも加害者にもなる可能性があるため、自転車が車両であるという意識の下、車道通行の原則等の交通ルールを遵守し、自分や周囲の人の安全を確保するとともに、歩行者へ思いやりをもって運転することが求められています。

このため、自転車交通事故ゼロの社会を目指し、歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールについて理解が一層深められるよう普及啓発に取り組むとともに、互いに尊重しあう安全で安心な交通環境の創出を図ります。

施策⑩ 交通安全意識の高揚に資する広報啓発等の重点的な実施

1) 交通安全意識の高揚のための広報啓発

自転車条例に規定する自転車利用者の責務について啓発を行うとともに、「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の交通ルール等を周知します。特に、交通事故に遭いやすい高齢者や児童生徒に対しては、交通安全教室等を通じて重点的に周知するとともに、自転車運転技術の向上にも取り組みます。

（主な取組）

- 自転車の安全利用や交通ルール遵守などの交通安全意識向上のため、交通マナーアップの日（毎月1日）や県民交通安全日（毎月20日）、四季の交通安全運動の運動期間、自転車月間（5月）などに街頭啓発を実施します。
- 自動車学校、教習所における自転車の通行場所等を含めた交通法規の教習や試験を実施します。
- SNS、ラジオ、新聞等あらゆる媒体を通じ、県民に自転車の安全利用を広報します。
- 地域交通安全活動推進委員に対する研修会の中で、自転車安全利用に関する事項等を指導し、県民の自転車の交通安全意識の向上に努めます。
- 県のホームページにおいて、自転車安全利用五則や自転車条例に関する情報を掲載し、自転車利用者が守るべき交通ルールや、条例の内容について情報提供を行います。

図表 3-13 各種取組の実施状況



自治体との協働による自転車街頭啓発



地域交通安全活動推進委員に対する研修



県職員に対する交通講話

2)乗車用ヘルメット等被害軽減器具の使用の促進に向けた広報啓発

自転車死亡事故では、頭部損傷が全国の死亡原因の6割以上を占めていることから、頭部を守る乗車用ヘルメットをはじめとした、交通事故の被害を軽減する器具と、時間帯に応じた反射材の使用を促進します。

(主な取組)

- 自転車利用時における頭部保護の必要性を広く県民に周知し、利用する自転車の種類、時間帯、利用方法等に応じた被害軽減器具と反射材の使用に向けた広報啓発を図ります。
- 幼児や児童生徒の乗車用ヘルメットの着用について、あらゆる機会を通じて保護者等に周知します。特に、交通事故の当事者となりやすい中学校・高校の自転車通学生については、学校と連携し、乗車用ヘルメットの着用を徹底します。
- 高齢者の被害軽減器具の使用を推奨するとともに、家族等の助言による使用を促進します。

3)自転車事故防止のための指導・取締りの実施

自転車が関係する交通事故の発生状況や地域住民の要望等を踏まえ、自転車利用者の交通違反に対する指導・取締りを実施します。

(主な取組)

- 自転車利用による酒酔い運転や妨害運転等の悪質・危険な運転行為に対しては、看過することなく検挙措置を講じます。
- その他の交通違反に対しても積極的に指導警告を行い、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図ります。
- 指導取締りに関する情報は、関係機関・団体と共有し、交通安全教育等に活用します。
- 各市町村の新任交通指導員に対する研修会を実施します。

施策⑪ 交通安全教育の推進

1)県民に対する交通安全教育の推進

全ての自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育を推進するとともに、事業者、交通安全団体、市町村等が行う取組を支援するため、必要な情報提供を行います。

(主な取組)

- 高齢者や児童生徒を対象とする実技指導や自転車シミュレータ等を活用した参加・体験型の効果的な自転車安全教育を実施します。
- 企業・学校等の要請に応じて専門の知識を有する交通安全教育講師を派遣し、自転車の交通安全教育を推進します。



- 事業者等が行う研修を支援するため、独自に制作した条例啓発用動画や、市販の自転車の交通安全教育用DVDの貸出しを行います。

2)学校における交通安全教育の推進

児童生徒の自転車に関する交通ルール遵守と交通マナー向上を効果的に促進するため、各学校において警察署、自動車学校、交通安全協会、生徒会や保護者等と連携・協力して交通安全教育に取り組みます。

特に、自転車の利用範囲が広く、自転車通学生の割合が高い高校生（特別支援学校を含む）の交通事故の被害を軽減するため、通学時の乗車用ヘルメットの着用を義務化するとともに自転車の適正利用の指導を強化します。

（主な取組）

- 新入生を対象とした交通安全教室を早い時期に実施し、交通ルールやマナーの早期浸透を図ります。また、自転車利用は被害者にも加害者にもなり得ることから、自転車通学生講習会のほか、警察署や交通安全協会と連携した交通安全教室や自転車シミュレーション実技講習や自動車学校と連携した自転車実技安全講習の実施等による交通マナー・ルールの徹底を図ります。
- 自転車の安全利用について、漫画やイラストを交えわかりやすく解説したテキストや動画を制作し、学校と連携して、自転車事故が多い中学生・高校生に対する効果的な交通安全教育を推進します。
- 自転車車体検査による自転車整備の指導を徹底します。
- 登下校時における生徒会による交通安全の啓発活動や公共駐輪場における適正利用の指導啓発を行います。
- 自転車の安全利用モデル校を指定し、同モデル校に対する重点的な取組を展開します。
- 児童の自転車技術の向上を図るため、交通安全子ども自転車大会を開催します。

図表 3-14 各種取組の実施状況



スクエアード・ストレイト技法による交通安全教室



小学校における交通安全教室



交通安全子ども自転車大会



自転車安全利用モデル校による啓発活動

施策⑫ 自転車の点検整備等による安全性の確保

1) 安全な自転車利用に向けた点検・整備等の促進

自転車の整備不良は、操作性の悪化や他車両等からの視認性低下を招くなど、交通事故の原因となり得るため、各種の交通安全教育の機会を通じて定期的な点検・整備を促進します。

(主な取組)

- 地域交通安全活動推進委員や県自転車二輪車商協同組合と連携し、街頭点検を実施します。
- 夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付け徹底と反射材等の普及促進を図ります。
- 各種の交通安全教育や広報啓発の機会を通じて、自転車の定期的な点検・整備の必要性について周知します。

2) 自転車事故情報等の収集と情報発信

消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車の事故情報や自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、県民へ分かりやすく情報発信を行います。

(主な取組)

- 消費者庁、独立行政法人国民生活センター、消費相談窓口等を通じて、製品の不具合や誤った使用法等による事故情報を収集し周知を図ることで注意喚起を促します。
- 自転車の安全性に関する情報を様々な媒体により県民に周知します。

図表 3-15 自転車街頭点検の実施



図表 3-16 国民生活センター発行「くらしの危険」





施策⑬ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車が加害者となる交通事故では、被害者が死亡したり、後遺障害を負うといった大きな損害を与えることもあります。こうした事故の被害者を保護するため、自転車条例に基づき、自転車利用者や事業者等に対する自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

（主な取組）

- 関係機関・団体、市町村等を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化に関する情報発信を行い、加入促進を図ります。
- 自転車販売店を通じて、自転車の購入や整備（修理）の際に、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化等について情報提供を行います。
- 県のホームページ、県政番組、SNS等あらゆる媒体を活用して、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について啓発します。